

歯科技工関係法規についての解説

岐阜県健康福祉部医療整備課 主査 森林宏多佳

歯科技工士法は大別して二つの部分から成り立っており、その一は、歯科医師の指示により歯科技工を行う者として歯科技工士の資格を定めた部分であり、他は、歯科技工所が専ら行われる場所である歯科技工所について規制を行う部分であって、業務に関する人と施設の両面からの規制を行うことによりその適正な運用を図ろうとするものである。

関係法規を改めて解説することにより、歯科技工士法の目的である「歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工士の業務が適正に運用されるように規律し、もって歯科医療の普及及び向上に寄与すること」を今後も引き続き参加者の皆様には実践していただきたいと考えている。

なお、今後も特に留意していただきたい点は下記のとおり。

- ① 歯科技工士の業務は、特定人に対する歯科医療の用に共する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することであること。
- ② 業として歯科技工を行うことができる者は、歯科医師と歯科技工士に限られていること。
- ③ 歯科技工所の開設、変更及び廃止については、所在地の都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、その市長）への届出制がとられていること。
- ④ 歯科技工所には歯科医師又は歯科技工士である管理者を置かなければならず、広告については厳しい規制があること。

歯科技工に関する厚生労働省通知等の解説

公益社団法人日本歯科技工士会 専務理事 夏目 克彦

医療の質や安全性の向上、高度化・複雑化に伴う業務の増大に対応するため、多種多様な医療スタッフが各々の高い専門性を活かしながら、目的と情報を共有しお互いに連携・補完して医療を提供する「チーム医療」が実践されている。歯科医療は、歯科医師、歯科衛生士そして歯科技工士の三者連携によって行われるが、岐阜県においては平成 22 年 4 月に「岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例」が施行され、平成 23 年 8 月には国の「歯科口腔保健の推進に冠する法律」が施行された。近年、口腔機能が全身に及ぼす重要性が注目されるようになってきているなかで、歯を失ってもしっかりとした義歯を入れている人は認知症をはじめとする健康悪化が少ないことが科学的に実証されている。

補てつ物等を作成する歯科技工士の高齢化と若年層の減少傾向が顕在化しているし、CAD/CAM などデジタル技術の歯科技工への応用によって、これまでの手技を中心としてきた業務内容の変化と効率化にも対応する必要がある、歯科技工士が医療従事者として国民の口腔保健の増進のために果たす役割を、この激動期にこそ一人ひとりが考えていかなければならない。我々が社会の要請に応じて安心安全な歯科医療に貢献するためにも、このところ厚生労働省から幾つかの通知が発出されているので解説したい。

歯科技工界の諸問題は山積しているが、日本歯科技工士会は公益社団法人としての新たな基本戦略である日技新発展『7』プランを発表し、多様化する社会の価値観に対応すべく、信頼される組織の実現を目指して一つずつ改善のための活動を行っている。その活動も合わせて紹介したい。

各種届出等における注意点と技工録付指示書の解説

一般社団法人岐阜県歯科技工士会 常務理事 横田 哲史

本年は 2 年ごとに義務付けられている医療業務従事者届出の年にあたり、歯科技工士である皆様におかれましてもつつがなく届け出された事と思います。歯科技工所を管理される開設者にもさまざまな届け出事項が法律で義務付けられております。多忙な業務により

つい見逃しがちとなりうる項目の注意点などを皆様とともに見直したいと思います。

また岐阜県歯科技工士会では平成 25 年 4 月 1 日より施行された「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」に基づく技工録付指示書を作成し販売しております。今回はこれに付随する標準的製作工程表とともにその記入方法などの解説をいたします。